

保険料（税）の水準統一に関する国の動き

保険料水準統一加速化プラン（第3版）

5. 保険料水準の統一のスケジュール

- 都道府県内の保険料水準の「完全統一」を進めることは、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から必須の取組である。そのため、原則として、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度保険料算定）までに、全国の都道府県において「完全統一」を達成する。仮に、市町村間の保険料水準の乖離が著しいなど令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合（※）にも、令和17年度（令和18年度保険料算定）までに確実に「完全統一」を達成する。

※ 令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合、その理由について、国に協議することとする。

- また、「完全統一」を進めるためには、その前提として「納付金ベースの統一」を行う必要があり、現行の国保運営方針期間中（令和6年度～11年度（令和12年度保険料算定まで））に、全国の都道府県において早急に「納付金ベースの統一」を行うことが求められる。
- 国としては、令和7年度末時点で、半数以上の都道府県が「完全統一」の目標年度を設定していない状況を早急に解消すべきと考えており、都道府県における目標年度設定の実効性を高めるための方策を講じるとともに、該当する都道府県においては、現行の国保運営方針の中間見直しにおいて、令和15年度保険料算定までの達成を原則として、目標年度の設定を行うこととする。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領

1. 策定のねらい

(4) これまでの取組状況と今後の国保運営の課題について

(現 行)

- 平成30年度の国保改革については、現在に至るまで、おおむね順調に実施されているものの、都道府県ごとの状況をみると、保険料水準の統一、医療費適正化、事務の広域化・効率化などに向けた取組状況にばらつきが生じている現状がある。

(中略)

- こうした現状を踏まえ、また、今後はこれまで主に負担を担ってきた 現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくこと等を見据え、各都道府県及び市町村においては、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るための取組を進めていただく必要がある。



(改 正)

- 平成30年度の国保改革については、現在に至るまで、おおむね順調に実施されているものの、都道府県ごとの状況をみると、保険料水準の統一、医療費適正化、事務の広域化・効率化などに向けた取組状況にばらつきが生じている現状がある。特に、保険料水準の統一の達成状況は区々であり、その達成の目標年度を定めていない都道府県が存在する現状について早急に解消する必要がある。

(中略)

- こうした現状を踏まえ、また、今後はこれまで主に負担を担ってきた 現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくこと等を見据え、各都道府県及び市町村においては、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るための取組を早急に進めていただく必要がある。

3. 主な記載事項

(2) 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項（趣旨）

（現 行）

（前略）

- この点、保険料水準の完全統一を進めることは、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から重要である。具体的には、保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができるほか、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましい。



（改 正）

（前略）

- この点、保険料水準の完全統一を進めることは、国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から必須の取組である。保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができるほか、被保険者間の公平性の観点からも、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とすべきである。そのため、原則として、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度保険料算定）までに、全国の都道府県において「完全統一」を達成する。仮に、市町村間の保険料水準の乖離が著しいなど令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合（※）にも、令和17年度（令和18年度保険料算定）までに確実に「完全統一」を達成する。
※ 令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合、その理由について、国に協議することとする。